

# 三豊合庁 ESCO 事業提案審査要領

三豊合庁 ESCO 事業の提案審査は、「三豊合庁 ESCO 事業提案審査会」（以下「審査会」という。）において、以下の要領に基づき、実施する。

## 1 提案書の募集から事業者選定に至る過程

- (1) 募集要項の公表
- (2) 募集要項に関する質問受付
- (3) 質問の回答
- (4) 参加表明書及び資格確認書類の受付
- (5) 応募資格確認結果の通知及び提案要請書の交付
- (6) 現場ウォークスルー調査
- (7) 現場ウォークスルー調査に関する質問書の受付
- (8) 現場ウォークスルー調査に関する質問の回答
- (9) ESCO 提案書の受付
- (10) ESCO 提案書審査、プレゼンテーション、選定
- (11) 最優秀及び優秀提案者の結果通知
- (12) 結果公表

## 2 ESCO 事業者審査及び選定の流れ

- (1) 応募資格の確認  
「三豊合庁 ESCO 事業提案募集要項」（以下「募集要項」という。）に記載の応募条件に従い、参加表明した応募者の応募資格要件の確認を行う。
- (2) 提案要請  
応募資格要件の確認の結果、条件を満たす応募者に対し、提案書の提出を文書で要請する。また、応募資格要件を満たさない応募者に対しては、失格の理由を添えて文書で通知する。
- (3) 審査及び選定  
審査会により、提出された提案の中から最も適格とされる最優秀提案者を1者選定するとともに、その他数者の優秀提案者を順位付けして選定する。  
審査結果は、文書で通知するとともに、県のホームページなどを通じて公表する。  
なお、原則として審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。
- (4) 優先交渉権者  
審査の結果、最優秀提案者を ESCO 事業契約に向けての優先交渉権者とする。  
また、優秀提案者を次選交渉権者とし、優先交渉権者との協議が整わない場合には、次順位の次選交渉権者と交渉を行うものとする。

## 3 提案書の審査

審査会は、「事業資金計画」、「技術提案」、「維持管理」、「計測・検証手法」及び「運転管理方針」等について、総合的に提案書の審査を行う。

### (1) 審査の方法

応募者からの提案書類とプレゼンテーションをもとに企業概要、技術面、事業管理面、財務状況、事業実績等から、以下の提案審査評価項目（詳細については、「ESCO 提案審査評価項目表」のとおり）に従い、審査する。なお、評価点が6割に満たない場合は失格とする。

プレゼンテーションについては、応募者から提案内容について説明を受けるとともに、提案内容に対する質疑を行う。詳細は別途通知する。

### (2) 提案審査評価項目

#### 【環境的評価項目】

- ① 対象建物全体の省エネルギー率が15%以上であり、省エネルギー効果が十分にあること
- ② 二酸化炭素排出量の削減効果が高く、地球温暖化防止対策が考慮されていること
- ③ NOx、SOx、ばいじん、騒音などについての環境対策が考慮されていること

#### 【財政的評価項目】

- ④ 契約期間中の各年の削減保証額が大きいこと
- ⑤ 予定価格に対して提案価格の節減が図られていること
- ⑥ 継続的な ESCO サービスの提供に関し、経営状況も含め、事業者として信頼できること

#### 【技術的評価項目】

- ⑦ 要求仕様を満たしていることが確認でき、技術提案に具体性、妥当性があること
- ⑧ 提案された工事費や削減効果などの算出根拠に妥当性があること
- ⑨ 提案に独自性や特殊なノウハウが含まれること
- ⑩ 優れた品質管理を行い、期限までに工事を完了し、設備を県に引渡しできる信頼性があること
- ⑪ 維持管理、計測・検証方法及び運転管理方針の提案に具体性・妥当性があること
- ⑫ 契約期間終了後の対応について、提案があること
- ⑬ 工事施工・運転管理が施設の運営・業務に支障をきたさないこと

#### 【総合的評価項目】

- ⑭ 提案が全体としてバランスがよく優れていること
- ⑮ 提案による安全性、信頼性、災害時等の緊急時対応策が明確であること
- ⑯ 県内事業者の優先選定（下請け業者又は協力事業者を含む）に係る配慮があること

## 4 失格の規定

評価点が配点合計の6割に満たない場合又は次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出期限内に、提出書類が提出されなかった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 募集要項に違反すると認められる場合
- ⑤ 他の提案者と提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ⑥ 提案による工事施工、運転管理が本県施設の運営・業務に支障がある場合
- ⑦ 提案による安全性、信頼性、災害時等の緊急時対応策が明確でない場合
- ⑧ ESCO サービス料（設計・施工・監理サービス料及び維持管理・計測検証サービス料）の算出が妥当でない場合
- ⑨ 技術提案が明らかに具体性、妥当性を欠く場合
- ⑩ 対象建物全体の省エネルギー率が15%未満の場合
- ⑪ 応募者の経営状況や資金調達計画が不良の場合（※）

※ 経営状況が3期連続赤字（ただし、履行保証がある場合は、履行保証をする者とされる者が、ともに3期連続赤字）である場合や、資金調達予定額が必要費用に達していない場合等をいう。

ESCO 提案書審査評価項目表

		評価項目	採点基準	点数 <sup>※1</sup>	係数	評価点 <sup>※2</sup>	備考
環境	①	対象建物全体の省エネルギー率が 15%以上であり、省エネルギー効果が十分にあること	最高値を「5」点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出		5	25	最高値とは、提案のうち最高のものをいう。※事務局で算定
	②	二酸化炭素排出量の削減効果が高く、地球温暖化防止対策が考慮されていること	最高値を「5」点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出		4	20	最高値とは、提案のうち最高のものをいう。※事務局で算定
	③	NOx、SOx、ばいじん、騒音などについての環境対策が考慮されていること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない		2	10	
財政	④	契約期間中の各年の削減保証額が大きいこと	最高値を「5」点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出		4	20	最高値とは、提案のうち最高のものをいう。※事務局で算定
	⑤	予定価格に対して提案価格の節減が図られていること	評価点を次の式で算出 (1 - 提案価格 ÷ 予定価格) × 100		—	25	上限額を 25 点とする
	⑥	継続的な ESCO サービスの提供に関し、経営状況も含め、事業者として信頼できること	5:信頼性が高い 4:やや高い 3:中程度である 2:やや低い 1:低い		3	15	
技術	⑦	要求仕様を満たしていることが確認でき、技術提案に具体性、妥当性があること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない		5	25	
	⑧	提案された工事費や削減効果などの算出根拠に妥当性があること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない		4	20	
	⑨	提案に独自性や特殊なノウハウが含まれること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない 0:提案なし		2	10	
	⑩	優れた品質管理を行い、期限までに工事を完了し、設備を県に引渡しできる信頼性があること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない		2	10	
	⑪	維持管理、計測・検診方法及び運転管理方針の提案に具体性・妥当性があること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない		3	15	※3
	⑫	契約期間終了後の対応について提案があること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない 0:提案なし		2	10	
	⑬	工事施工・運転管理が施設の運営・業務に支障をきたさないこと	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない		2	10	※4

総合	⑭	提案が全体としてバランスがよく優れていること	5:非常に良い 4:良い 3:中程度である 2:やや悪い 1:悪い		2	10	
	⑮	提案による安全性、信頼性、災害時等の緊急時対応策が明確であること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない		3	15	
	⑯	県内事業者の優先選定（下請け業者又は協力事業者を含む）に係る配慮があること	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない 0:提案なし		2	10	
		評価点数合計（250点満点）				250	

※1 ①、②、④、⑤の点数は、小数点第2位以下を切り捨てとする。

※2 ①、②、④、⑤の評価点は、小数点以下を切り捨てとする。

※3 ESCO サービス契約期間中の ESCO 設備の故障や不具合等の発生に対して当該設備に係る ESCO 事業者による補償の提案がある場合は、加点要素とする。  
ただし、維持管理上の部品交換や修理等の対応は除く。

※4 ESCO 事業の実績がある場合は加点要素とする。

【失格条件】評価点が配点合計の6割に満たない場合又は次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ① 提出期限内に、提出書類が提出されなかった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 募集要項に違反すると認められる場合
- ⑤ 他の提案者と提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ⑥ 提案による工事施工、運転管理が本県施設の運営・業務に支障がある場合
- ⑦ 提案による安全性、信頼性、災害時等の緊急時対応策が明確でない場合
- ⑧ ESCO サービス料（設計・施工・監理サービス料及び維持管理・計測検証サービス料）の算出が妥当でない場合
- ⑨ 技術提案が明らかに具体性、妥当性を欠く場合
- ⑩ 対象建物全体の省エネルギー率が15%未満の場合
- ⑪ 応募者の経営状況や資金調達計画が不良の場合※

※ 経営状況が3期連続赤字（ただし、履行保証がある場合は、履行保証をする者とされる者が、ともに3期連続赤字）である場合や、資金調達予定額が必要費用に達していない場合等をいう。